

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 la fee des bijoux

三 代表者の氏名

森岡 千香子

四 主たる事務所の所在地

奈良市般若寺町二八一番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、多重債務者等に対して、競売の流れや買い戻し及び不動産、自動車、動産売買に関するアドバイスをを行い、金銭トラブルを解決し主債務者家族の保護、多重債務者及び家族の保護を図る、また競売前の任意売却による不良債権処理のスピードアップ化、それに伴う経済活動の活性化に寄与することを目的とする。最終目的は貧困の定着化を解消することにある。尚、これらに伴う、まちづくりの推進及び環境の保全を図り自然環境を維持し生活困窮者等が生活空間の快適化を図ることを目指す。